

使用済自動車から取り外した エアバッグ類の再販売は 自動車リサイクル法違反です

自動車リサイクル法により、使用済自動車を解体し、自動車部品を回収する事業を行う場合は、都道府県から解体業の許可が必要です。

また、許可を受けた解体業者は、使用済自動車から取り外したエアバッグ類を自動車製造業者等に引き渡すことが義務づけられており、これを再販売することは法律上禁止されています。解体業者によるエアバッグ類の再販売は罰則が適用※されることがありますので、使用済自動車のエアバッグ類を確実に引き渡してください。

(注)「再販売」とは使用済自動車から取り外したエアバッグ類を自動車製造業者等に引き渡すことが義務づけられているにも関わらず、義務を全うせずに他の者に販売することを意味する。

ネットオークション等での再販売



※都道府県知事は、法第66条に基づき、法律若しくはこの法律に基づく命令もしくは処分に違反する行為がされた際等に、解体業の許可を取り消し、又は一年以内の期間の解体業の全部若しくは一部停止を命ずることができる。

取り外したエアバッグ類の処理にお困りの場合は、

(一社) 自動車再資源化協力機構

TEL:03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org

にご相談ください。

経済産業省・環境省・(一社) 自動車再資源化協力機構